

上越市告示第 1 5 4 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第 1 8 条第 1 項に基づき、上越市農用地利用集積計画を定めたので、旧農業経営基盤強化促進法第 1 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中 川 幹 太